

誓 約 書

私は、高知市下水道条例施行規程第 4 条第 1 項第 5 号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

高知市上下水道事業管理者 様

申請者

住所

(名称及び
代表者氏名)

氏名

印

(参考)

高知市下水道条例施行規程

(指定業者の資格条件)

第 4 条 指定業者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 高知県内に営業所を有する者であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を得ている者であること。
- (3) 本市又は本市以外の高知県地区下水道協会（以下「地区協会」という。）に所属する市町村（以下「地区協会所属市町村」という。）において排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）としての登録を受けた者が 1 人以上専属している者であること。
- (4) 排水設備工事の施行に必要な設備及び機械器具を有する者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 本市又は本市以外の地区協会所属市町村において指定業者の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
 - ウ 本市又は本市以外の地区協会所属市町村において責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの